

[事案 2023-368] 新契約無効請求

・令和7年7月23日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。また、申立人代表者は[事案 2023-350]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年12月に契約した米ドル建養老保険（契約①）、令和4年4月に契約した2件の米ドル建養老保険（契約②③）、同年8月に契約した米ドル建終身保険（契約④）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②③④を契約するにあたり、募集人から、「元金が減ることはない」「株や不動産と違い目減りすることはなく、5年後には支払った同額で返金できる」「このまま相続が起こると相続税が払えず会社をたたむことになる。保険は満期まで支払わず、5年程度が一番パフォーマンスが良い。預金のままにしても増えないから早く保険にして増やした方が良い」と説明を受けた。
- (2) 契約時に設計書は渡されておらず、契約後に受領した資料もない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張するような説明はしておらず、設計書の解約返戻金等一覧表を用いて推移を説明した。
- (2) 募集人は、事業保証資金確保、役員退職金、弔慰金、相続対策資金等を目的として付保額を算出しているところ、5年で保険料払込を止めた場合この付保額を確保できないことは明らかであるから、募集人が「5年で支払いを止めた方が良い」との発言をしたとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人の契約当時の代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。